

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	39	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	24-1	許認可等の内容	組合の設立認可
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律					
(設立の認可)					
第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。					
2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。					
一 第五条各号の要件を備えていること。					
二 第二十二条第二項に規定する設立要件を備えていること。					
三 設立の手續及び定款の内容が法令に違反していないこと。					
四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。					
(原則)					
第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。					
一 営利を目的としないこと。					
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。					
三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。					
(発起人)					
第二十二条 組合を設立するには、その組合員になろうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。					
2 組合は、その組合員の総数とその地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。					